

愛知大学
自己点検・評価報告書
2025 年度



目次

総括	1
第1章 理念・目的	2
第2章 内部質保証	7
第3章 教育・学習	17
第4章 学生の受け入れ	30
第5章 教員・教員組織	36

※ 本報告書は、公益財団法人大学基準協会が定める第4期認証評価の基準・評価項目に基づく自己点検・評価結果を取りまとめたものである。自己点検・評価は、前回（2022年度）の認証評価において指摘を受けた基準を中心に実施した。なお、本報告書の章番号と同協会の基準番号との対応は、以下のとおりである。

本報告書の章番号	大学基準協会の基準番号
第1章 理念・目的	[基準1]
第2章 内部質保証	[基準2]
第3章 教育・学習	[基準4]
第4章 学生の受け入れ	[基準5]
第5章 教員・教員組織	[基準6]

総括

愛知大学（以下、「本学」）は、2021 年度に公益財団法人大学基準協会（以下、「大学基準協会」）による機関別認証評価を受審し、適合認定を受けた。同評価においては、長所として特記すべき事項が示される一方で、是正勧告 1 件及び改善課題 4 件の指摘を受けた。これらの評価結果については、直ちに自己点検・内部質保証委員会、学内理事会（現：「大学運営会議」）、大学評議会（現：「大学協議会」）、理事会に報告し、全学的に共有した。

本学では、2022 年度以降、大学基準協会から提言を受けた是正勧告及び改善課題のほか、これらに該当しない事項であっても、認証評価結果において言及された諸課題について、本学独自の判断として「努力課題」に位置づけ、改善の取組みを進めてきた。2025 年 7 月には大学基準協会が定める「改善報告書」を提出し、これまでの改善方針及び取組みについて一定の評価を受けるとともに、今後に向けたさらなる改善のための示唆を得るに至った。

こうした改善の蓄積を基盤として、本学では第 4 期認証評価を見据えた取組みを本格的に開始し、その一環として 2025 年度自己点検・評価報告書を取りまとめた。今回の自己点検・評価にあたっては、前回の認証評価において指摘を受けた基準を中心に、大学基準協会が示す第 4 期認証評価の「評価項目」を踏まえ、学内各組織において自己点検・評価を実施し、その結果を全学的な観点から整理した。

本報告書を通じて明らかとなった課題については、今後も大学全体で必要な改善措置を講じるとともに、内部質保証システムの実効性を一層高め、教育研究活動の質向上につなげていく方針である。本学は引き続き、自己点検・評価と改善のサイクルを着実に機能させることで、社会からの信頼に応える大学として、持続的な発展を目指していく。

なお、本報告書では、2022 年度の大学設置基準改正に伴う基幹教員制度の導入前の状況を記載している。

第1章 理念・目的（本文）

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

（1）大学の理念・目的及び学部・研究科の目的の体系的な設定

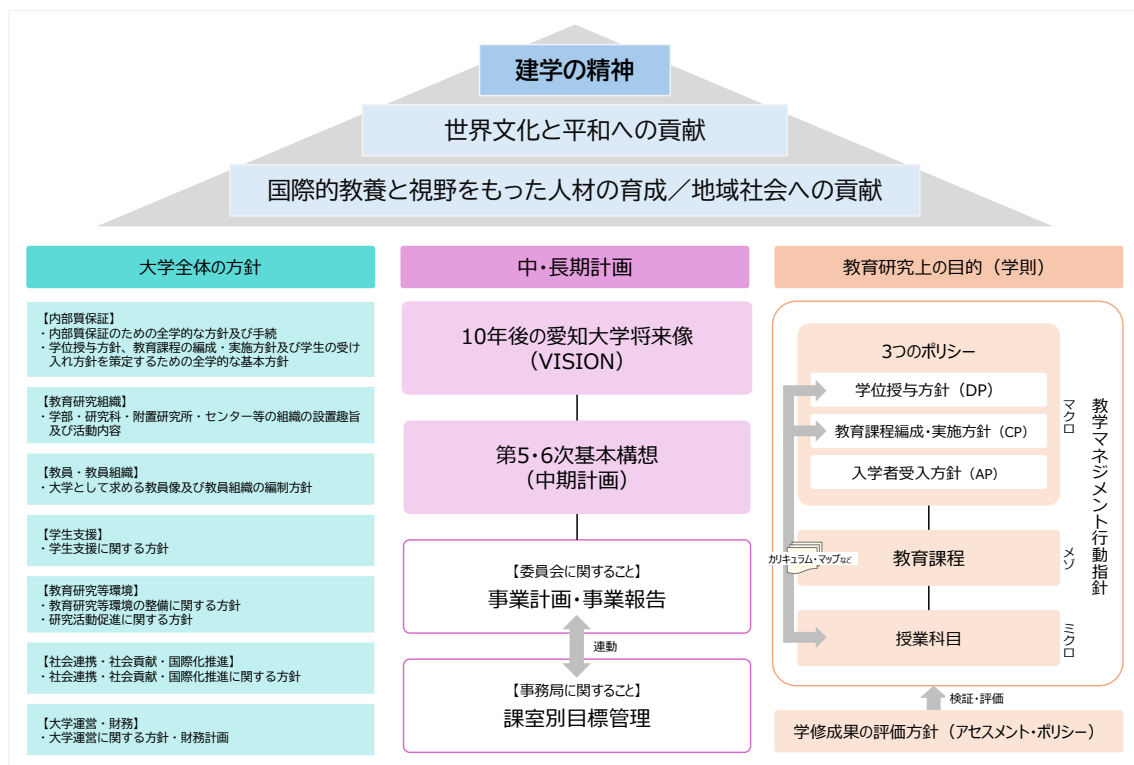
本学は、創立以来受け継がれてきた「建学の精神」（「世界文化と平和への貢献」「国際的教養と視野をもった人材の育成」「地域社会への貢献」）を理念として掲げ、教育研究活動の基本的方向性を示している。

この建学の精神に基づき、大学の目的は「愛知大学学則」第1条に、大学院の目的は「愛知大学大学院学則」第2条第1項及び修士課程・博士後期課程の目的を同第4条第1項及び第2項に、専門職大学院の目的は「愛知大学専門職大学院学則」第2条第1項に、それぞれ明確に定めている。

さらに、これらの目的を具体化するため、学部・学科、大学院研究科・専攻ごとの教育研究上の目的を、学則第2条の2、大学院学則第6条の2、専門職大学院学則第2条第3項にそれぞれ定めている。例えば、国際コミュニケーション学部では高度な英語運用能力と言語文化理解に基づく国際コミュニケーション能力の育成を、現代中国学部では現代中国を総合的に理解し国際的視野を備えた人材の養成を、地域政策学部では地域理解に根ざした政策的知見を育み持続可能な地域社会に貢献する人材の養成を教育研究上の目的とする等、学部・学科ごとに建学の精神に即して設定している。また、大学院においても、例えば、中国研究科中国研究専攻及び国際コミュニケーション研究科国際コミュニケーション専攻が、それぞれ国際的水準の研究者及び高度専門職業人の養成を目的として明確に設定している。

これらを通して、学士課程、修士・博士後期課程、専門職学位課程の各課程において、建学の精神に基づく理念・目的が体系的に整理され、一貫性をもった教育研究活動の基盤が確立されている。

また、本学では大学運営の側面においても理念・目的の実現を図るため、「内部質保証」「教育研究組織」「教員・教員組織」「学生支援」「教育研究等環境」「社会連携・社会貢献・国際化推進」「大学運営・財務」のそれぞれの領域ごとに「大学全体の方針」を設定している。これらの各種方針に基づき、関係する単位において取組みを推進することとしている。



(2) 理念・目的の教職員・学生への周知及び社会への公表

本学では、理念・目的を教職員及び学生に対して継続的に周知するとともに、社会に向けて広く公表している。

教職員に対しては、本学公式ホームページのほか、「大学案内」「愛知大学要覧」等の刊行物を配布し周知しているほか、中期計画である「第5次基本構想」「第6次基本構想」を策定する過程で建学の精神を教職員に重ねて示し、教育研究活動、事業活動の遂行にあたって建学の精神への理解と意識を涵養している。学生に対しては、各学則及び各課程の履修要項等を通じて、教育研究上の目的を明確に周知している。また、学士課程に共通教養科目「総合科目（自校史）」を設置し、本学の由来、設立趣意書、建学の精神への理解を深める機会を提供している。加えて、豊橋校舎における初年次科目に登録有形文化財である「愛知大学記念館」の見学を組み込む等、体験的な学びを通じて周知を行っている。

社会への公表については、本学公式ホームページにおいて、学則、大学院学則及び専門職大学院学則を公開し、大学及び学部・研究科の目的を明示している。また、「大学案内」「愛知大学要覧」「大学院研究科案内」等の刊行物を通じて、理念・目的及び教育研究の特色を分かりやすく発信している。加えて、学内で開催する講演会等における学長講話を通じて、継続的に周知している。

さらに、東亜同文書院大学記念センターでは、愛知大学記念館において、本学の歴史及び建学の精神を紹介する展示を一般公開しているほか、本学の前身ともいえる東亜同文書院大学から愛知大学への歴史的変遷を題材とした展示・講演会や動画配信等も実施し、社会に対する理解促進に努めている。

このほか、オープンキャンパス、新入生オリエンテーション、後援会主催の父母教育懇談

会、大学院進学相談会等における講演や配布資料等を通じて、受験生、保証人（保護者）に向けても理念・目的を伝えている。

以上のことから、本学においては、理念・目的が明確かつ体系的に設定されているとともに、多様な機会を通じて教職員及び学生への周知並びに社会への公表が行われており、理念・目的は教育研究活動の基盤として適切に共有されている。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

＜評価の視点＞

- ・ 中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・ 中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

（１）理念・目的を踏まえた中・長期計画の策定

本学では、大学の理念・目的に基づき、中・長期的な視点から大学運営及び教育研究活動の方向性を明確にするため、継続的に中・長期計画を策定してきた。1990年代以降、5～8年程度の期間を設定した中・長期計画を策定・実施しており、計画的かつ組織的な大学運営を行っている。

直近では、2021年度を始期として、「10年後の愛知大学将来像（VISION）」を掲げ、その達成に向けた中期計画として「第5次基本構想（2021～2025年度）」を策定した。この将来像では、以下の3点を中核に位置づけ、建学の精神及び大学の理念・目的を中・長期的な発展構想として具体化している。

10年後の愛知大学将来像（VISION）：

- ・ 高い志を持ち、自ら柔軟に考え判断でき、変化に対応できる自律的な人材を育成する大学
- ・ 世界と地域社会の諸課題に関心をもち、その解決に協働して取り組む大学
- ・ 社会から高く評価され、持続的に発展し続ける大学

（２）中期計画の構成とその具体化に向けた取組み

「第5次基本構想」では、前中期計画である「第4次基本構想」の総括を踏まえ、10年後の愛知大学将来像（VISION）の実現に向けて、「質の高い教学プログラムの整備強化」「特色ある教育・研究活動の推進」「多様性を受け入れる活力あるコミュニティの推進」「持続的発展に向けた経営の強化」の4つの基本目標を設定した。

これらを具体化するため、「教学」「研究」「国際交流」「地域連携・貢献・校友」「学生受入」「学生支援」「持続的発展への経営」の7分野に事業項目及び取組内容を整理し、5か年の事業計画として実行した。

さらに、各分野の取組内容に即した5か年の実行計画（アクション・プラン）を策定するとともに、KPI（重要業績評価指標）及びKGI（重要目標達成指標）を設定することで、事業計画の具体性及び実現の可能性を担保する形とした。

（３）事業計画・予算編成との連動及び進捗管理

「第5次基本構想」の進捗状況については、毎年度策定する事業計画書において当該年度の取組みを明示し、事業報告書により達成状況を総括してきた。また、各年度の間中期及び年度末に事業計画の進捗・達成状況の点検・評価を行うことで、計画の着実な遂行を管理してきた。

加えて、第5次基本構想は、年度ごとの予算編成とも連動する形とした。予算編成方針においては、同構想の実現に資する事業に対して重点的に財政措置を講じることを明示し、実際の予算申請書においても、第5次基本構想との関連を記載する仕組みを設けた。

これにより、人的・財政的資源の裏付けを伴った、中・長期計画の実行を可能とした。

(4) 次期中期計画への展開

「第5次基本構想」は2025年度に節目を迎えることから、その総括を踏まえ、次期中期計画である「第6次基本構想(2026～2030年度)」を2026年3月に策定した。

第6次基本構想では、引き続き本学の中・長期目標として「10年後の愛知大学将来像(VISION)」を維持しつつ、その実現に向け、新たに「テーマ」と「目指す大学像」を設定した。

テーマ：次世代への深化と飛躍

目指す大学像：

- ・ 【学生の未来に】学生を成長させる大学
- ・ 【地域、そして世界の力に】社会が必要とする大学
- ・ 【大学の成長に】成長を続け、選ばれる大学

さらに、「教育・学習システム」「研究力強化」「学生成長・生涯学習支援」「国際交流支援」「地域連携・共創」「学生募集と戦略的広報」「ガバナンスと経営戦略・DX」「財務」「キャンパス施設・設備・環境整備」の9分野を設定し、それぞれに目標と取組みを示している。

今後も、毎年度の事業計画の策定・実行と定期的な進捗検証を通じて、中・長期計画を実効性ある形で運用していく。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学では、建学の精神を基盤に、大学・学部・研究科の理念・目的が体系的かつ明確に設定されている。学則等において大学全体の目的及び各学部・研究科の教育研究上の目的が明文化されており、教育研究活動の基本的な方向性が制度的に裏付けられている。

また、理念・目的の周知及び社会への公表を多様な方法で継続的に行っている。公式ホームページや刊行物に加え、式典、授業、施設公開、イベント等を通じて、学生・教職員のみならず社会に対しても理念・目的を分かりやすく発信している。

さらに、理念・目的を具体化する中・長期計画を策定し、組織的に運用している。「10年後の愛知大学将来像(VISION)」と、それを具体化する中期計画「第5次基本構想」を策定し、事業計画や予算編成と連動させることで、理念・目的に基づく大学運営と継続的な改善サイクルを構築している。

以上のことから、本学においては、理念・目的が体系的に整備されるとともに、教育研究活動及び大学運営に具体的に反映されており、理念・目的は適切に機能していると判断され

る。

一方で、大学運営の各領域において設定されている「大学全体の方針」については、2019年度にすべての領域で見直しを行い、それ以降も必要に応じて見直し・修正を行ってきたものの、実際の取組みとの整合性について、全学的な観点からの検証が十分とはいえない面が時間の経過とともに生じてきている。理念・目的の実現をさらに確実なものとするためには、これらの方針が実質的に機能しているかを継続的に確認し、必要に応じて見直しを図ることが課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、建学の精神に基づき理念・目的を明確に設定し、学部・研究科の教育研究上の目的へと体系的に具体化するとともに、中・長期計画を通じて大学運営及び教育研究活動の方向性を示してきた。理念・目的は制度的にも整備され、周知・公表を通じて一定の共有が図られている。

今後は、理念・目的の実現に向けた実効性をさらに高めるため、各領域における「大学全体の方針」について見直しを実施するとともに、その内容及び運用状況を全学的に共有し、各单位における取組みとの整合性を一層確保する。

第2章 内部質保証(本文)

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援。
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援。
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

(1) 内部質保証のための全学的な方針・体制・手続の明確化

本学では、建学の精神及び教育研究上の目的の実現を図るため、「大学全体の方針」として「内部質保証のための全学的な方針及び手続」（以下「内部質保証方針」という）を策定している。同方針は、大学が自らの責任において教育研究活動及び管理運営等の状況を点検・評価し、その結果を改善・向上につなげることで、教育の質を恒常的に保証していくことを基本理念として掲げている。

内部質保証方針においては、以下のとおり体系的に明示しており、内部質保証が全学的な仕組みとして一貫性をもって運用されるよう整理されている。

- ・内部質保証の基本的な考え方
- ・全学内部質保証推進組織を中核とする体制
- ・各組織の役割及び責任
- ・自己点検・評価から改善・向上に至る手続

この方針は、自己点検・内部質保証委員会が学部・研究科等の意見を踏まえて策定し、本学公式ホームページ等を通じ、全教職員に周知している。

(2) 全学的な内部質保証体制と内部質保証システム

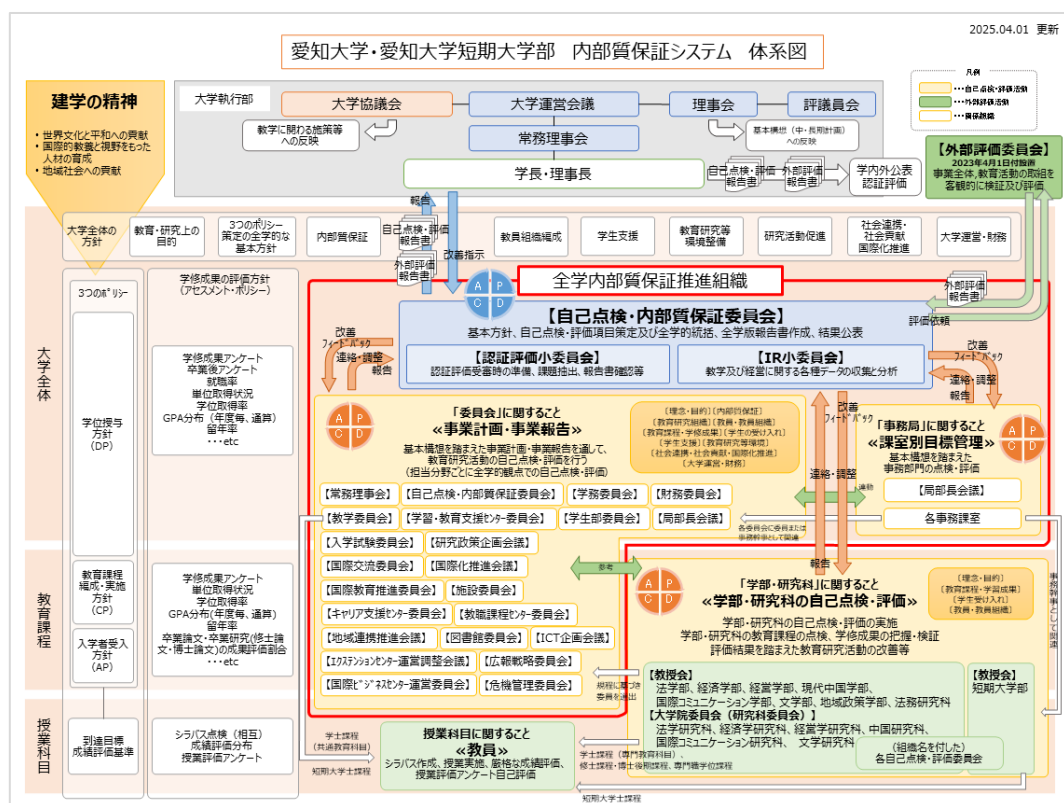
本学では、内部質保証方針の下、全学的な内部質保証を統括する組織として、「愛知大学自己点検・内部質保証委員会規程」に基づき自己点検・内部質保証委員会を設置している。同委員会は、学長を委員長とし、副学長、事務局長、学部長、短期大学部長、大学院長、法務研究科長、教学部長（豊橋、名古屋）、事務部長等、教育研究及び管理運営に関わる主要組織の責任者で構成されており、大学全体を俯瞰した意思決定と調整が可能な体制となっている。

自己点検・内部質保証委員会は、本学の内部質保証の中核組織として、以下の事項を所管している。

- 1) 自己点検・評価の基本方針及び自己点検・評価項目の策定に係る事項
- 2) 自己点検・評価の実施、組織及び内部質保証の体制に係る事項
- 3) 各組織の自己点検・評価の統括に係る事項
- 4) 自己点検・評価報告書の作成及び改善方策の策定に係る事項
- 5) 自己点検・評価結果の公表に係る事項
- 6) 外部評価に係る事項
- 7) 学校教育法に定める認証評価に係る事項
- 8) 自己点検・評価及び内部質保証に必要な事項に関する資料収集、調査研究及び啓発活動に係る事項
- 9) その他自己点検・評価及び内部質保証に必要な事項

本学では、こうした体制のもとで運用される内部質保証の全体像を「愛知大学版内部質保証システム」として整理している。同システムは、以下のような流れから構成され、PDCA サイクルが全学的に循環する仕組みとして位置づけられている。

- ・ 各組織による自己点検・評価
- ・ 結果の自己点検・内部質保証委員会への集約
- ・ 全学的観点からの確認・調整・助言
- ・ 改善・向上への反映



さらに、本学では2023年度に「愛知大学教学マネジメント行動指針」（以下「行動指針」という。）を制定・施行した。本行動指針は、第5次基本構想「1. 教学（1）①教学マネジメントの運用方針を策定し、実施する。」及び2022年度事業計画に基づき、学修者本位の教育の実現に向けた教育改善を推進するとともに、社会に対する説明責任を果たす大学運営を教学マネジメントの定義として明確化したものである。また、次のとおり「5つの項目」と「3つの階層（大学全体（マクロ）、教育課程（メゾ）、授業科目（ミクロ）」により取組単位及び責任主体を整理し、具体的な行動を示しており、内部質保証システムの実効性を高める枠組みとして位置づけている。

【項目】

- I 「3つのポリシー」を通じた学修目標の具体化
- II 授業科目・教育課程の編成・実施
- III 学修成果・教育成果の把握・可視化
- IV 教学マネジメントを支える基盤（FD・SDの高度化、IR体制の確立）
- V 情報公表

【3つの階層と取組単位（責任者）】

※○の個所について、具体的な行動を定める。

項目		全体 (マクロ)		教育課程 (メゾ)	授業科目 (ミクロ)
I		○		○	—
II		○		○	○
III		○		○	○
IV		○		○	○
V		○		—	—
取組単位 (責任者)	学 士 課 程	学 長	大学協議会	学務委員会 (教学担当副学長)	各学部教授会 (学部長) 教学委員会 (教学部長) ※共通教育
	修 士 課 程 博 士 課 程			大学院委員会 (大学院長) ※大学院全体として読み替え	各研究科委員会 (各研究科長)
	専門職学位 課 程			法務研究科教授会 (法務研究科長)	
	短期大学士 課 程	〃	〃	短期大学部教授会 (短期大学部長)	

(3) 「3つの自己点検・評価活動」による全学的点検・評価の実施

本学の内部質保証は、「事業計画・事業報告」、「学部・研究科の自己点検・評価」、「課室別目標管理」の3つの自己点検・評価活動を柱として運用している。

第一に、「事業計画・事業報告」は、主に委員会を中心とした大学全体の諸活動を対象とする点検・評価であり、「第5次基本構想」と連動した枠組みのもと、事業計画の策定、実行、事業報告による検証を行っている。計画と実績は常務理事会等で確認され、次年度の事

業計画に反映することで、組織的な PDCA サイクルを運用している。

第二に、「学部・研究科の自己点検・評価」は、教育研究活動を中心に、学部・研究科が主体となって実施する自己点検・評価であり、第4期認証評価の評価項目を踏まえて実施している。実施結果は自己点検・内部質保証委員会で全学的に確認され、優れた取組みの共有や改善点の整理を通じて、各組織の改善に活用している。

第三に、「課室別目標管理」は、事務組織を対象とする自己点検・評価であり、第5次基本構想に基づき、各課室が年度ごとの目標を設定し、中間評価及び年度末評価を実施している。評価結果は局部長会議で確認され、事務局長及び所管部長からのコメントを通じて次年度の改善につなげている。

これら3つの自己点検・評価活動は、それぞれ異なる領域を対象としているが、各活動の結果は自己点検・内部質保証委員会に集約され、全学的な観点から点検・評価結果の確認や学内組織への長所の共有、課題解決に向けた助言等が行われている。また、同委員会において各活動の取組状況を継続的に確認することで、それぞれの PDCA サイクルが適切に機能しているかを全学的に検証する仕組みとしている。

（4）自己点検・評価及び改善に関する全学的調整・支援

自己点検・内部質保証委員会は、自己点検・評価及び改善に関する全学的な調整・支援を行っている。

具体的には、入学から学位授与までの一貫性を確保するため、「学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を策定するための全学的な基本方針」に基づき、各学部・研究科に対する3つのポリシーの見直し、調整・支援を継続的に行っている。

また、体系的・組織的な教育課程編成、教育方法の改善、学修成果の可視化に関しても、認証評価での指摘やカリキュラム改革等を契機として、全学的な方針提示と調整を行っている。とりわけ、学生の学修成果の可視化に向けては、各学部・研究科にて学修成果アンケートや外部アセスメントテスト等の評価指標を設定し、学修成果を測定するための方策の検討及び作成を進めているほか、教育課程の適切性の点検や改善に向けた資料としても、これらの結果を活用して取り組むように努めている。なお、教育課程の点検や改善への具体的な活用については、2026年度中の実施を目標に、同委員会において施策の具体化を進めている。

（5）客観性・妥当性の確保のための取組み

自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるため、本学では、自己点検・内部質保証委員会の下に外部評価委員会を設置している。外部評価委員は、主に他大学等の高等教育機関、教育行政、経済界・文化界に精通する者にそれぞれ委嘱することで、専門的知見と多面的視点により評価の客観性・妥当性の確保に努めている。外部評価委員会は、自己点検・内部質保証委員会から提示された事項に対して審議及び評価を行い、自己点検・内部質保証委員会は、その評価結果を踏まえて改善方策を検討・実施することで、全学的な内部質保証の客観性と実効性の向上を図っている。

また、学生の意見についても、毎年度実施する授業評価アンケートや学修成果アンケートを通じて把握し、教育活動の改善に活用している。このうち、学修成果アンケートについて

は、第3期認証評価での指摘事項を踏まえ、文学部人文社会学科及び心理学科でアンケートの質問項目の入れ替えや追加などを行った。これにより、アンケートの客観性・妥当性の確保に努めた。

(6) 行政機関、認証評価機関等による指摘事項への対応

① 文学部新学科設置履行状況等調査で付された指摘事項への対応

2021年度に設置した文学部歴史地理学科及び日本語日本文学科に係る2024年度の設置計画履行状況等調査の結果において、同日本語日本文学科に対し、「入学者選抜の適切な実施等を通じ、収容定員超過の改善に努めること。」との指摘を受けた。これを踏まえて、翌年度の入学予定者数の検討においては、当該指摘内容を十分に考慮しつつ、学校法人の財政面等にも配慮した上で入学予定者数を学内関係会議で審議・策定した。策定した入学予定者数については、入学試験の合格者判定等に活用し、収容定員の適正管理と改善につなげている。

② 認証評価機関による指摘事項への対応

2021年度の大学基準協会による認証評価の結果概評において、是正勧告1件、改善課題4件の提言を受けた。これを受けて、自己点検・内部質保証委員会が中心となり、是正勧告等の指摘事項ごとに担当組織を設定し、全学で改善を推進した。

具体的には、是正勧告(1)（「基準4 教育課程・学習成果」における特定課題研究審査基準）については、関係研究科委員会での検討を経て、大学院学則の関係条項を廃止することを確認し、2023年度から大学院学則を変更した。また、改善課題(1)（「基準2 内部質保証」における内部質保証プロセスの実質化）については、自己点検・内部質保証委員会によるフィードバックプロセスの強化を目的として、2023年度実施の「学部・研究科の自己点検・評価」から、学長（自己点検・内部質保証委員会委員長）が評価結果に対するコメントを付し、同委員会での確認を経てフィードバックする取組みを開始した。改善課題(2)（「基準4 教育課程・学習成果」における教育課程の編成・実施方針の公表）については、明示事項の徹底を図るため、2022年度に自己点検・内部質保証委員会において全学統一様式へ見直しを行い、各学部等において3つのポリシーの点検・見直しを実施した。さらに、改善課題(3)（「基準4 教育課程・学習成果」における学修成果の測定）については、上記対応の一環として、各学部・研究科が設定した学修成果の測定方法の妥当性を点検するとともに、大学院委員会における学修成果アンケート結果の検証や、法務研究科における教員自己評価の実施・共有等により、学修成果の把握と改善に向けた取組みを推進した。加えて、改善課題(4)（「基準5 学生の受け入れ」における大学院の定員管理）については、大学院委員会及び各研究科委員会における検討を踏まえ、2023年度から学部生の大学院授業科目早期履修制度を新設するとともに、2024年度には複数研究科の修士課程において学生定員の見直しを行い、さらに2026年度からは法学研究科博士後期課程の再編統合による法学専攻の設置届出を行うなど、定員管理の適正化に向けた取組みを進めた。

これらの取組状況については、毎年度末に担当組織が自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・内部質保証委員会が確認した上で、改善方策の助言と次年度の取組みへの

反映を行った。これらの対応結果は、2025 年度に改善報告書として取りまとめ、大学基準協会へ提出した。

また、上述した指摘事項以外にも、結果概評から改善が必要と判断した事項については、本学独自に「努力課題」として設定し、同様に改善の取組みを進め、その対応結果は、各年度の自己点検・評価報告書にまとめ、本学公式ホームページ上で公表している。

(7) 教職課程に関する点検・評価結果の実施状況

本学では、教職課程を管轄する教職課程センター委員会の下、自己点検・評価を実施している。2022 年度には、学士課程において教職課程の自己点検・評価を実施した。一般社団法人全国私立大学教職課程協会の「教職課程自己点検評価基準」をもとに、同基準の基準領域・基準項目ごとに、本学教職課程の目標に照らして、評価できる点、課題点等の点検・評価を行った。自己点検・評価報告書は、自己点検・内部質保証委員会での確認を経た上で同団体へ提出し、「完了証」の付与を受けている。自己点検・評価報告書は、「愛知大学 教職課程 自己点検・評価報告書」として、本学公式ホームページ上で公表している。今後も、教職課程センター委員会の下、定期的に教職課程の自己点検・評価を実施することとしている。

(8) 附置研究所の点検・評価結果の実施状況

本学では、自己点検・内部質保証委員会規程に基づき、各組織において自己点検・評価を実施している。附置研究所である国際問題研究所においては、同研究所が策定する事業計画に基づき、学外有識者による外部評価を隔年で実施している。外部評価は、同研究所が作成する過去2年度分の事業計画書、事業報告書及び刊行物（紀要及び叢書）等をもとに実施し、その結果は同研究所の紀要で公表するとともに、自己点検・内部質保証委員会に共有している。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

(1) 社会に対する説明責任を果たすための体系的な情報公開

本学では、教育研究活動、管理運営、自己点検・評価等に関する情報を積極的かつ体系的に公表することを通じて、社会に対する説明責任を果たしている。

情報公開の中心的媒体として本学公式ホームページを位置づけ、広報戦略委員会及び広報課を中心として各情報を全学的に整理・統合した上で公開している。具体的には、本学公式ホームページの「情報公開」において、学校教育法施行規則第172条の2第1項の規定に則して、学校法人及び大学全体の基本情報を以下のとおり体系的に公表している。

- 1) 寄附行為、役員・評議員
- 2) 学則

- 3) 大学の教育研究上の目的に関すること
- 4) 教育研究上の基本組織に関すること
- 5) 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 6) 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数
- 7) 卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること
- 8) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 9) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- 10) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 11) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 12) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 13) 入学者の選抜に関すること

また、本学公式ホームページの「キャンパスライフ・学生支援」において、大学暦・履修登録日程、授業時間、休講・補講、暴風、地震等の場合の休講等措置基準、GPA 制度等の授業・履修・授業時間等に関する基本情報を整理して公表している。

さらに、本学公式ホームページに加え、「大学案内」「愛知大学要覧」「愛知大学通信」等の刊行物も活用し、大学の基本情報や教育研究活動の成果を社会に広く発信している。

これらの公開情報の正確性及び信頼性を担保し、適切に更新を行うため、広報戦略委員会及び広報課が中心となって情報管理を行っている。

(2) 教育研究活動、学修成果等に関する情報の公表

教育研究活動に関する情報については、本学公式ホームページの「学部・大学院」ページを中心に、各学部・研究科の教育内容、教育課程の体系、特色ある取組みについて分かりやすく公表している。

具体的には、特に学士課程において、カリキュラム、カリキュラム・マップ、履修モデル等を公開し、学位授与方針に基づく教育課程の構造や学修の流れが理解できるよう工夫している。

また、本学の教務システム「LiveCampusU」を通じて、全授業科目のシラバスを公開している。シラバスには、授業の概要、到達目標、授業形態、内容・スケジュール、成績評価方法・基準、課題へのフィードバック方法等を明示しており、教育活動の透明性を高めるとともに、受験生や社会一般に対する情報提供の役割も果たしている。

学生の学習実態及び学修成果に関する情報については、「大学評価」の項目内で、「学修成果のアンケート集計結果」及び「授業評価アンケート項目別集計結果」として公表している。学修成果アンケートでは、理念・目的への理解度や汎用的技能、社会的技能の修得状況等を課程別に示しており、授業評価アンケートでは、授業満足度や学修時間の状況を多面的に整理して公表することで、学習実態や学修成果を社会に分かりやすく示している。

(3) 財務・自己点検評価結果の公開と情報の信頼性確保

本学では、教育研究活動を支える財務基盤及び管理運営の透明性を確保するため、財務情報及び自己点検・評価結果についても積極的に公表している。本学公式ホームページの「大

学の財務及び自己点検・評価活動状況」において、次の情報を公開し、社会への説明責任を果たしている。

- 1) 財務報告（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録等）
- 2) 事業計画書・事業報告書
- 3) ガバナンス・コード
- 4) 内部統制システム基本方針
- 5) 大学評価（認証評価結果、自己点検・評価報告書、外部評価報告書、学修成果のアンケート集計結果、授業評価アンケート項目別集計結果等）
- 6) 設置趣意書・履行状況報告書（文学部歴史地理学科、日本語日本文学科、心理学科、地域政策学部、大学院収容定員関係学則変更届）
- 7) 高等教育の修学支援新制度（大学等における修学の支援に関する法律第3条第1項の確認に係る申請書）

これらの公開情報については、前述のとおり、正確性・信頼性を担保し、適切な更新を行うため、広報戦略委員会及び広報課が中心となって情報管理を行っている。各単位が作成した情報は、ホームページ運用内規に基づく確認・承認手続を経て公開され、年次更新や必要に応じた随時更新を通じて、常に最新の情報提供に努めている。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

（１）内部質保証システム全体の定期的な点検・評価

本学では、評価項目①で述べたとおり、「事業計画・事業報告」「学部・研究科の自己点検・評価」「課室別目標管理」の３つの自己点検・評価活動を内部質保証の主要な構成要素として位置づけ、それぞれの実施状況及びPDCAサイクルの適切性について、自己点検・内部質保証委員会が定期的に確認している。

各活動の点検・評価結果は同委員会に集約され、全学的な観点から内容を確認するとともに、長所の共有、課題解決に向けた助言等を行っている。あわせて、同委員会において各活動の進捗を継続的に把握することで、PDCAサイクルが適切に機能しているかを検証している。

さらに、毎年度、内部質保証方針に基づき、自己点検・評価活動の審議経過や運用状況を振り返り、その結果を次年度の計画や手続へ反映することで、内部質保証システムの継続的な改善を図っている。

（２）点検・評価結果の学内共有と改善への活用

本学は、2021年度の大学基準協会による第3期認証評価において、大学基準に適合しているとの認定を受けた一方、内部質保証に関して、点検・評価結果を改善につなげるためのフィードバックが十分とはいえないとの改善課題の指摘を受けた。

この指摘を踏まえ、本学では、当該事項を内部質保証システムそのものの改善課題として位置づけ、自己点検・内部質保証委員会が中心となって改善策の検討・実施を進めてきた。

具体的には、「学部・研究科の自己点検・評価」において、2023年度から、学長（自己点検・内部質保証委員会委員長）が各学部・研究科の点検・評価結果に対してコメントを付すフィードバック体制を導入した。このフィードバックでは、各学部・研究科の優れた取組みと改善が求められる点を明確に示し、その内容を学内で共有することにより、点検・評価結果が組織内における具体的な改善行動へつながるよう工夫している。

こうした取組みにより、内部質保証システムは、単なる点検・確認の枠組みにとどまらず、改善・向上を実質的に促す仕組みへと段階的に発展している。

（３）内部質保証システムの見直しと改善

本学では、内部質保証システムをより実効性のあるものとするための取組みを継続的に進めている。

特に、「事業計画・事業報告」においては、中期計画である第５次基本構想と連動した５か年の実行計画（アクション・プラン）に基づき、各年度の進捗及び達成状況を点検・評価し、必要な改善を次年度計画へ反映する運用を行っている。

また、「課室別目標管理」においては、事務組織においても中間評価及び年度末評価を確実に実施し、評価結果に対して事務局長及び所管部長がフィードバックを行うことで、大学運営全体を対象とした内部質保証の実効性を高めている。

一方で、自己点検・評価結果や学修成果等のデータを、より体系的かつ迅速に分析し、改善に活用する観点から、インスティテューショナル・リサーチ（IR）機能の強化を今後の課題として位置づけている。この課題は第６次基本構想でも重要な施策として掲げていることから、今後は、IR小委員会の体制や役割を見直し、内部質保証システムの検証・改善をデータ面から支える取組みを進めていく。

２．分析を踏まえた長所と問題点

本学の内部質保証における主な長所として、全学的な方針と体制が明確に整備されている点が挙げられる。内部質保証の基本的な考え方を示す方針のもと、自己点検・内部質保証委員会を中核とした体制が構築されており、大学全体として内部質保証に取り組む枠組みが共有されている。

また、「愛知大学版内部質保証システム」を基盤として、点検・評価から改善に至る仕組みが組織的に運用されている。３つの自己点検・評価活動を通じて、教育研究活動及び管理運営の状況を定期的に確認し、その結果を全学的に集約する体制が整えられている。

さらに、教育の質や大学運営に関する情報を積極的に公表し、社会に対する説明責任を果たしている。教育課程、学修成果、自己点検・評価結果、財務情報等を体系的に公開することで、透明性の確保に努めている。

このほか、外部評価委員会の設置や学生アンケートの活用により、自己点検・評価の客観性及び妥当性の確保が図られている。

一方で、内部質保証のさらなる充実に向けて、いくつかの課題も認められる。

第一に、点検・評価結果を全学的な改善へとより効果的に結び付ける仕組みについては、

引き続き工夫の余地がある。評価項目③で述べたとおり、「学部・研究科の自己点検・評価」において新たにフィードバック体制を導入しているが、今後はフィードバックされた内容を学部・研究科において検討・改善につなげるプロセスについても、同委員会が適切に関与していくことが必要である。また、委員会を対象とする「事業計画・事業報告」、事務組織を対象とする「課室別目標管理」については、関係会議による達成状況の確認・審議が中心となっており、内部質保証の観点からの統括的な支援やフィードバックの仕組みについては、今後一層の充実が必要である。

第二に、内部質保証を支えるデータ活用体制の強化が必要である点が挙げられる。客観的なデータに基づく分析や改善を一層推進するため、IR 機能の充実が今後の重要な課題である。

以上のとおり、本学の内部質保証は、方針及び体制の整備を基盤として、概ね適切に運用されている。一方で、点検・評価結果の活用のあり方や、データに基づく改善の高度化といった点については、さらなる発展の余地がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

第一に、自己点検・評価結果を大学全体の改善につなげる仕組みの実質化を図る。本学の内部質保証は3つの自己点検・評価活動を柱として運用しているが、「学部・研究科の自己点検・評価」については、全学内部質保証推進組織である自己点検・内部質保証委員会が学部・研究科の自己点検・評価結果に対してフィードバックした内容を学部・研究科において検討・改善していくプロセスについても継続的に関与する体制を強化する。これにより、改善の進捗及び成果を全学的に把握・共有し、可視化を進めるとともに、各組織への効果的なフィードバックと支援につなげる。

第二に、内部質保証を支えるデータ活用の基盤を強化する。客観的なデータに基づく点検・評価及び改善を推進するため、IR 機能の充実を図り、内部質保証における分析の質とスピードを高めていく。

以上のとおり、本学では、明確な方針と全学的な体制のもと、「愛知大学版内部質保証システム」に基づき内部質保証に取り組んできた。3つの自己点検・評価活動を通じた点検・評価、情報公開による説明責任の履行、認証評価を契機とした改善を通じて、内部質保証は概ね適切に機能している。

一方で、点検・評価結果の活用やデータに基づく分析体制の強化には改善の余地がある。今後は、これらの課題への対応を通じて、内部質保証システムの統括性及び実効性を一層高めていく。

第3章 教育・学習(本文)

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

(1) 全学的な方針に基づく学修成果の明確化

本学では、建学の精神及び理念・目的を踏まえ、教育の質保証を全学的に推進するため、「学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を策定するための全学的な基本方針」を定めている。この基本方針は、各課程における教育内容及び教育方法の方向性を統一的に示すものであり、教育の基本的なあり方を全学的に共有する基盤として位置づけている。

各学部・研究科においては、この全学的な基本方針に基づき、課程の特性に応じて「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」「入学者受入方針」(以下「3つのポリシー」という)を策定している。特に学位授与方針においては、課程修了時に学生が修得すべき知識、技能等を学修成果として位置づけ、当該学位にふさわしい人材像を明確に示している。

これにより、本学では、教育活動全体が学修成果の達成に向けて体系的に設計しており、学修成果を基点とした教育の基本構造を全学的に整備している。

(2) 認証評価を踏まえた3つのポリシーの見直しと運用

第3期認証評価において、本学の3つのポリシーについて、一部の学部・研究科の学修成果の具体性やポリシー相互の整合性に関する指摘を受けたことを踏まえ、自己点検・内部質保証委員会を中心として、学部・研究科間における3つのポリシーの記載内容及び様式の統一を図った。具体的には、主として以下の3点の観点から改善を行った。

- ① 学位授与方針において、これまでもどのような学修成果をもって卒業を認定し、学位を授与するのか具体的に示していたが、これらを共通様式に統一化することで、記載の漏れをなくすとともに、学生が身につけるべき資質や能力を分かりやすく表現すること
- ② 教育課程の編成・実施方針において、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を策定するための全学的な基本方針及び教育研究上の目的を踏まえた上で作成すること
- ③ 学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との整合性が具体的に読み取れるよう、記載構造や表現を整理すること

新たな様式に基づくポリシーの見直しにあたっては、自己点検・内部質保証委員会が全学的な基本方針及び「学修成果の評価方針(アセスメント・ポリシー)」を踏まえ、各学部教授会、大学院委員会及び法務研究科教授会に対して点検・修正を要請した。各学部・研究科で修正されたポリシー案については、同委員会(2023年2月及び3月開催)において、上記①～③が適切に設定されているか確認した上で、2024年度入学生用の3つのポリシーと

して確定した。その後も、2025 年度の学士課程における新カリキュラム運用開始や、2026 年度の学士課程における入学試験制度の見直し等、状況に応じて 3 つのポリシーの見直しを行っている。

（３）学位にふさわしい学修成果の設定と可視化に向けた取組み

本学では、学位授与方針に明示した学修成果が、授与する学位にふさわしい水準及び内容となっていることを担保するため、教育課程全体との対応関係を重視している。

学士課程においては、教育課程の編成・実施方針に基づいて、学位授与方針の達成に至る道筋としてカリキュラム・マップを作成している。カリキュラム・マップでは、年次の経過に応じて、共通教養科目及び専門教育科目それぞれの科目区分ごとに修得すべき要素が明示し、学位授与方針の達成に資する構成としている。これにより、教員にとっては教育課程の中で自らの担当科目が果たす役割を再確認する契機となり、学生にとっては自身の学修の到達点や位置づけを理解する手がかりとなっている。2025 年度には、学位授与方針に掲げる資質・能力と各科目の到達目標との関係を一層明確化し、学修成果を把握しやすくする観点からカリキュラム・マップの様式を見直し、同年度以降の入学生に適用している。今後は、カリキュラム・ポリシーとの連関の明示についても検討している。

さらに、本学では、第 2 章「内部質保証」評価項目①で示したとおり、学生の学修成果を踏まえながら教育課程の適切性の点検や改善を行うことを目的として、学修成果の可視化に向けた取組みを進めている。外部アセスメントテストや学修成果アンケート等の結果を活用し、学修成果の達成状況を検証するとともに、その結果を教育課程の点検・改善に反映する体制を整備している。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

（１）教育課程の編成・実施方針と授業科目配置の基本的考え方

本学では、学位授与方針に明示した学修成果の達成を目的として、教育課程の編成・実施方針に基づき、体系的な教育課程を編成している。教育課程は、学生が段階的に知識・技能・態度を修得し、課程修了時に求められる学修成果へと到達できるよう、授業科目の内容、配置、履修方法を総合的に設計している。

学士課程においては、学部を超えて広い視野と基礎的能力を涵養する「共通教養科目」と、各学部・学科の専門性に基づいて設置された「専門教育科目」により教育課程を構成している。これらの科目区分、授業科目及び単位数については、学則において明確に定めており、学位授与方針との整合性を前提とした教育課程運営を行っている。

各授業科目は、教育課程の編成・実施方針に沿って配置されており、科目ごとの教育内容及び到達目標は、学位授与方針に示した「学生が身につけるべき資質・能力」と対応づけて整理している。これにより、教育課程全体として、学修成果の達成に向けた一貫性のある構成となるよう配慮している。

（２）学修の順次性・体系性、教育内容の可視化及び適切な単位配分

教育課程の順次性及び体系性を確保するため、各学部では「授業科目履修規程」において学則に定める科目区分に基づき、配当年次（履修年次）及び履修要件（必修・選択、必要単位数）を定めている。これにより、基礎的知識や技能を修得する科目から、応用・発展的内容を扱う科目へと、段階的に学修を進めることが可能となっている。

また、前述のとおり、教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目の教育上の位置づけ及び学位授与方針に掲げる資質・能力との関連を明確化するため、カリキュラム・マップを整備している。カリキュラム・マップにより、学位授与方針に示した学修成果と授業科目との対応関係を可視化し、学生及び教員が、教育課程全体の構造や学修の到達目標を把握できる仕組みとしている。

シラバスに記載する各授業科目の到達目標については、このカリキュラム・マップに基づき設定することを原則としており、シラバス作成依頼の際に担当教員に対して整合性の確保を求めている。教員の専門性や創意工夫を尊重しつつも、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針との整合性が確保されるよう留意している。

さらに、科目の分野や学習順序を明確化するためナンバリング制度を導入し、学生が自身の学修段階に応じた履修計画を立てやすい環境を整備している。これにより、教育課程の順次性を踏まえた主体的な履修の促進を図っている。

単位数の設定については、学則第 15 条に基づき、各授業科目を 1 単位当たり 45 時間の学修を必要とする内容で構成することを標準としている。この学修時間には、授業時間に加え、予習・復習や課題への取り組み等の自学自習の時間を含めており、系統的かつ総合的な学修の確保を重視している。また、①講義・演習科目、②外国語科目、③実験・実習・実技科目、④講義・演習、実験・実習・実技科目の各授業形態に応じて適切に単位数を設定している。さらに、学生の過度な履修負担を防ぎ、計画的な学修を促進するため、各セメスターの履修上限を 22 単位としている。これにより、授業外学修時間の確保と学修成果の着実な形成を図っている。

なお、2025 年度から運用を開始した新カリキュラムでは、学修意欲及び学業成績の優れた学生に対する学修機会の拡充を目的として、前セメスターの GPA が一定基準を満たす場合に履修上限単位数を 24 単位に緩和する制度を導入した。この制度により、学生の能力や学修状況に応じた柔軟な履修を可能としている。

（３）課程の特性に応じた教育課程編成と運用

学士課程では、すべての学部において初年次教育科目を配置し、大学での学びに必要な基礎的知識や学修姿勢の形成を図るとともに、専門教育への円滑な移行を支援している。共通教養科目と専門教育科目の卒業必要単位数については、各学部・学科の教育研究上の目的を踏まえ、その達成に必要な水準として適切に設定している。

修士課程及び博士後期課程においては、各課程の特性に応じて、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育課程を編成している。教育課程の編成や見直しにあたっては、研究科委員会、大学院委員会等において審議を行い、組織的かつ適切な手続に基づいて決定している。

専門職学位課程においては、「地域社会に貢献するローヤー」の養成を目的として、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4科目群からなる体系的な教育課程を編成している。展開・先端科目については、公共関係、民事関係、国際関係等の分野に区分した上で選択必修とすることにより、学生が多様な分野を横断的に学修できるようにしている。

また、教育課程連携協議会を設置し、外部委員からの意見を聴取することで、実社会の要請を踏まえた教育課程の改善に継続的に取り組んでいる。

(4) 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成との関係

評価項目②では、主として学位授与方針に掲げた学修成果の達成に向けた教育課程の体系的編成という観点から、本学の取組みを整理した。

一方、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成については、教育課程内外で展開するキャリア教育を中心とした取組みとして位置づけており、その具体的な内容、実施体制及び学修成果の把握・評価方法については、評価項目⑤において詳述する。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

(1) 教育目的・学修成果に応じた授業形態及び授業方法の実施

本学では、課程ごとに定めた教育研究上の目的並びに学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、課程修了時に求められる学修成果の達成に資する授業形態及び授業方法を採用している。

学士課程においては、講義及び演習を基本としつつ、知識の理解・定着のみならず、思考力、判断力、表現力等の涵養を図る観点から、科目の特性や到達目標に応じて多様な授業方

法を組み合わせる実施している。

具体的には、アクティブ・ラーニング、PBL (Project Based Learning: 課題解決型学習)、チームティーチング、調査研究活動、実験・実習、実技、フィールドワーク等を積極的に取り入れ、学生が主体的に課題を発見し、他者と協働しながら解決に取り組む学修機会を提供している。これにより、単なる知識の獲得にとどまらず、知識を活用する力や、実社会において必要とされる汎用的能力の育成を図っている。

学部・学科の特性に応じた取り組みとして、地域政策学部では、全教員がアクティブ・ラーニングを意識し、1 年次履修の学習法において全クラス反転・協同学習を実施しているほか、多くのゼミにおいて地域調査を行い、PBL を活用した調査研究活動を実施している。また、教職課程においては、ルーブリック評価やポートフォリオを用いた指導・評価を行い、学生自身が学修の到達度や課題を自覚できる仕組みを取り入れている。これらの教育方法については、教授会における FD (ファカルティ・ディベロップメント) 研修の機会を通じて教員間で共有し、教育力の向上を図っている。

各授業科目の授業形態については、すべてシラバスに「講義情報」として明示しており、学生が履修前にスケジュールや学修方法を把握できるようにしている。シラバスは教務システム「LiveCampusU」を通じて公開されており、学生の履修判断や学修計画の策定に資する情報として活用されている。

(2) ICT を活用した教育方法及び遠隔 (オンライン) 授業の適切な運用

本学では、対面授業を基本としつつ、ICT を活用することで教育効果を高める取り組みを積極的に進めている。LMS (Learning Management System) として「Moodle」を導入し、授業資料の配信、課題の提示・提出、コメント機能や小テスト、アンケート等を活用した双方向的な学修活動を実施している。これにより、授業内外を通じた継続的な学修を促進し、学生の主体的な学びを支援している。

遠隔 (オンライン) 授業については、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、2022 年 1 月に「レベル 0 における正課授業への遠隔授業導入方針」を策定した。この方針に基づき、多様なメディアの利用を含む授業の方法の明確化に伴い、学則、大学院学則、専門職大学院学則それぞれを変更することにより、遠隔 (オンライン) 授業を導入した。その後も、2025 年度から施行する新カリキュラムにあわせて同方針を見直し、「25 カリキュラムにおける遠隔授業実施方針」として整理している。現在は、教育効果の検証を踏まえつつ、学士課程においては、学則に基づき、適切な科目において継続的に活用している。実施方法としては、①資料配布・提示型、②事前収録 (オンデマンド) 型の 2 方式を採用しており、演習系科目や語学科目では主に同時双方向型を用いる一方、講義科目ではオンデマンド型等を活用する等、科目の性質や教育目的に応じて使い分けている。

また、遠隔授業の円滑な実施に向けては、システム操作支援、教材作成や動画収録に関する支援等を実施し、非常勤教員を含む教員が円滑に授業を実施できる環境を整備している。これにより、学生にとっても、授業形態の違いによって学修機会や教育効果に差が生じないよう配慮している。

(3) 単位の実質化及び履修指導・学習支援による学修促進

単位制度の趣旨を踏まえ、学修時間の確保を目的として、学士課程では 1 セメスター15 回の授業回数を確保するとともに、定期試験期間を設けた学年暦を編成している。また、履修登録単位数の上限を設定し、学生が無理のない履修計画のもとで学修に取り組めるようにしている。授業時間及び授業回数については、2025 年度から施行する新カリキュラムにあわせて検討した結果、90 分・1 セメスター15 回を維持することとし、今後は文教政策の動向等を踏まえつつ、必要と判断したときには本格的に検討することを確認している。

さらに、評価項目②で述べたとおり、2025 年度からは GPA 連動型 CAP 制を導入し、一定の成績基準を満たした学生に対して履修上限単位数を緩和している。この制度は、学修成果に応じた履修の裁量を認めることで、学修意欲の向上と、自律的な学習態度の醸成を目的としている。2025 年度は、この制度を利用して履修上限単位数を超えて履修した学生は、学士課程全体で 283 名となっている。

シラバスについては、到達目標、授業内容・スケジュール、成績評価方法と基準、準備学習・事後学習の内容等を必須項目として設定しており、授業外学修の促進と単位の実質化に資するものとしている。作成されたシラバスは、教学委員会や教授会等による組織的な点検を経て公開され、内容の適切性や整合性の確保を図っている。

履修指導及び学習支援については、教務システム「LiveCampusU」を通じた履修情報の提供、履修ガイダンスや履修相談の実施、教務課及び学習・教育支援センター窓口での随時相談対応等を組み合わせ、学生が主体的かつ計画的に学修を進められるよう支援している。新入生に対しては、入学前の英語プレースメントテストによる習熟度別クラス編成を行うとともに、オリエンテーション期間中の集中的な履修指導を通じて、入学前に大学教育への円滑な移行を図っている。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

(1) 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

① 成績評価基準及び方法の明示と運用（学士課程）

本学では、学士課程における成績評価及び単位認定について、学則及び関連規程に基づき、客観性・厳格性・公正性を確保した運用を行っている。学則第 15 条の 2（成績評価基準等の明示等）及び「学部の試験及び成績評価に関する規程」において、成績評価の基準及び評語を以下のとおり明確に定めている。

S：特に優れた学修成果を示したもの（100 点～90 点）

A：優れた学修成果を示したもの（89 点～80 点）

B：平均的な学修成果を示したもの（79 点～70 点）

C：合格と認められるに必要な最低の学修成果を示したもの（69 点～60 点）

F：学修成果が合格に及ばなかったもの（59 点～0 点）、出席不足

*：未受験（試験を受験しなかったもの）

各授業科目の成績評価方法及び評価基準については、シラバスにおいて担当教員が明示することを必須としており、「試験」「レポート」「平常評価」等の方法とその配分割合を学生に事前に周知している。これにより、学生は履修前に評価方法を理解した上で学修に臨むことができる。

また、各学期途中には「試験実施方法の照会」を実施し、履修者数や授業形態等を踏まえた評価方法の妥当性を確認している。変更が生じた場合には、教務課及び授業内で学生へ周知する等、透明性の確保に努めている。

なお、成績評価に関する情報については、第 2 章「内部質保証」評価項目②で示したとおり、本学公式ホームページの「情報公開」において公表している。

② 成績評価の客観性・厳格性を担保する仕組み

成績入力は、指定された期間内に Web 上で行い、入力漏れや不整合を自動チェックする仕組みにより正確性を担保している。

成績は、教務システム「LiveCampusU」を通じて学生本人及び保証人（保護者）に公開しており、情報管理及び公平性にも十分配慮している。あわせて、保証人向けポータルサイトを整備し、保証人も学生の成績情報を閲覧できる環境を整えている。

また、学生が成績評価に疑義がある場合には、「成績評価にかかわる問い合わせ制度」を設けており、成績発表後に所定期間内に申し立てを行うことが可能である。この制度により、評価過程の透明性が確保されるとともに、申立て件数や内容は教学委員会及び各教授会で共有し、評価の改善に活用している。

③ 単位制度の趣旨に基づく単位認定

本学では、評価項目②で示したとおり、単位制度について学則第 15 条に基づき、授業形態ごとの学修時間を考慮した単位設定を行っている。講義・演習、実験・実習・実技科目等の区分ごとに、基準に沿った単位数を設定し、履修要項等を通じて学生に明示している。

（2）既修得単位等の適切な認定

本学以外で修得した単位の取扱いについては、学則第 16 条（他の大学又は短期大学における修得単位の取扱い）、第 16 条の 2（休学期間中に外国の大学において修得した単位の取扱い）、第 17 条（入学前の既修得単位の取扱い）及び「他の大学等における授業科目の履修に関する規程」並びに「編入学生等単位認定に関する規程」に基づき、教学委員会及び教授会の審議を経て適切に単位認定を行っている。

また、派遣・認定留学については、「学生の外国留学に関する規程」及び関連規程に基づき、留学先の授業内容及び学修時間数を確認し、適切に単位認定を行っている。休学期間中に海外の大学に留学して修得した単位についても、「休学期間中に外国の大学で修得した授業科目の単位認定に関する規程」に基づき、認定を可能としており、学生の多様な学修機会を保証している。

さらに、愛知県内大学との単位互換制度や、2025 年度から導入した外部試験・資格の単位認定制度により、学外での学修成果を適切に評価する仕組みを整備している。

(3) 学位授与を適切に行うための体制及び手続

① 学士課程における学位授与

学士課程における学位授与については、学則及び「愛知大学学位規程」に基づき、明確な責任体制のもとで実施している。卒業要件は学則において明示しており、「履修要項」やオリエンテーション等を通じて学生に周知している。

卒業判定にあたっては、教務課が作成した資料に基づき、各学部教授会において学生ごとの単位修得状況を確認し、厳格な審議を経て卒業の資格を認定している。教授会の審議結果を受け、学長が学位授与を決定するという手続が一貫して運用されている。

② 修士課程・博士後期課程における学位授与

大学院課程においては、大学院学則及び学位規程に基づき、修了要件及び学位授与手続を明確に定めている。修士課程では、修士論文の提出及び口頭試問を経て、研究科委員会及び大学院委員会において学位授与の可否を審議している。

博士後期課程では、博士論文審査委員会を設置し、複数教員による厳正な審査及び最終試験を行った上で、大学院委員会において最終判断を行っている。加えて、「学位論文審査基準」を策定・公表することで、審査の客観性・透明性を担保している。

③ 専門職学位課程における学位授与

専門職学位課程では、専門職大学院学則及び関連規程に基づき、成績評価、進級、修了及び学位授与を厳正に運用している。修了要件や学位授与の手続については、ガイドブックやガイダンス等を通じて学生に明示しており、成績評価に対する異議申立制度も整備している。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

(1) 各学位課程の特性に応じた学修成果測定の指標設定

① 学位授与方針に基づく学修成果把握の基本的考え方

本学では、各学位課程における学修成果を、学位授与方針に明示した資質・能力・知識の修得状況として位置づけている。学修成果の達成状況は、単位修得や課程修了の認定を通じて確認するとともに、より多面的に学修の到達度を把握・評価するため、直接評価及び間接評価の双方を組み合わせた総合的な指標を設定している。

この考え方は、「学修成果の評価方針」において全学的に共有されており、学士課程、修

士課程・博士後期課程、専門職学位課程の各段階において、課程の目的や特性に応じた方法により学修成果を把握・評価している。

② 学士課程における学修成果把握の指標と方法

学士課程においては、卒業の認定（学位授与）を学修成果達成の最終的な指標としつつ、その過程における学修成果の形成状況を把握するため、複数の指標を用いている。

具体的には、全学部を対象として、外部アセスメントテストを導入し、学生の汎用的能力（リテラシー、コンピテンシー）を測定している。同テストは、1年次の入学時及び3年次に実施しており、入学時から中間時点にかけての成長の把握を可能としている。

また、4年次生を対象とした学修成果アンケートを実施し、学生自身の自己評価を通じて、汎用的技能、専門知識の修得状況、共通教養科目の教育効果等を把握している。

これらの全学共通の指標に加え、各学部では、学位授与方針の内容に応じた独自の指標を設定している。例えば、法学部では、特定の専門教育科目における単位修得状況を基準として、初年次、専門教育段階、卒業時の各段階で学修成果を測定している。現代中国学部では、中国語運用能力に関する直接評価指標として HSK（中国語能力試験）の成績を活用するとともに、卒業研究の口頭試問にループリックを導入し、学修成果の客観的把握を図っている。

③ 大学院課程・専門職学位課程における学修成果把握

修士課程及び博士後期課程においては、学位授与方針に基づき、研究能力及び専門的知見の修得状況を、学位論文の審査及び口頭試問を通じて把握・評価している。修士課程では修士論文、博士後期課程では博士論文の審査結果が、学修成果達成の最終的な指標となっている。

専門職学位課程では、修了認定を通じて学修成果を確認するとともに、「専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程」や成績評価ガイドラインに基づき、各科目及び教育課程全体での学修成果を把握している。また、進級制や修了再試験制度を設けることにより、学修成果が一定の水準に達しているかを段階的に確認している。

（2）学修成果を把握・評価するための方法の体系的整備と運用

① 組織的関与による学修成果の把握・評価

学修成果の把握・評価に関しては、自己点検・内部質保証委員会が全学的な統括組織として関与している。外部アセスメントテスト及び学修成果アンケートの結果は、同委員会において集約・確認された後、各教授会及び教学委員会に共有されている。

これにより、学修成果の把握が組織的・継続的に行われる体制を構築している。

② キャリア教育における学修成果の把握と評価

学生の社会的及び職業的自立に必要な能力の育成は、本学のキャリア教育における中核的な学修成果として位置づけている。キャリア教育は、正課教育（キャリア教育科目）と正課外教育（CAREER FIELD、Learning+等）を相互に連動させ、段階的かつ体系的に能力を育成する取組みとして実施している。

特に、汎用的技能や主体的な学習姿勢、ライフキャリアデザイン意識の涵養といった観点

から、学位授与方針に示した学修成果との関連を踏まえ、その検証のため、今後、外部アセスメントテストの結果を活用していくことも検討している。

(3) 学修成果把握結果の活用と教育改善への反映

把握・評価した学修成果の結果については、自己点検・内部質保証委員会を中心として分析を行い、各教授会及び教学委員会において教育改善のための検討資料として活用している。各教授会及び教学委員会で整理された課題や改善案については、再度自己点検・内部質保証委員会に報告され、全学的な共有や事例紹介を通じて教育改善につなげている。

また、学修成果アンケートは、開始以来継続して毎年度実施しており、結果の経年比較を通じて、教育課程の改善状況や新たな課題の把握を可能としている。加えて、外部アセスメントテストの結果についても、学修成果の定量的指標として活用し、教育効果の検証に役立っている。

一方で、学籍情報や成績データ等を活用した学修成果分析については、全学的な IR 基盤が未整備であることから、分析作業に一定の負担が生じている。今後は、データ活用の効率化を図りつつ、学修成果把握の精度向上と教育改善への即時的な反映を進めていくこととしている。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

(1) 適切な根拠(資料・情報)に基づく教育課程等の点検・評価

本学では、教育課程の内容及び教育方法に関する点検・評価について、自己点検・内部質保証の枠組みの中で、組織的かつ定期的に実施している。これらの取組みは、「事業計画・事業報告」及び「学部・研究科の自己点検・評価」を基軸として進められており、各学部・研究科及び関係委員会が、それぞれの役割に応じて点検・評価を行っている。

学士課程においては、教育課程全体に係る定期的な点検・評価の結果を受けた取組みとして、2025 年度からの新カリキュラム施行に向けて検討を重ね、同年度から運用を開始した。新カリキュラムは、2022 年度の大学評議会で決定されたカリキュラム方針に基づき、教学委員会の下に設置されたカリキュラム委員会を中心として検討を進めたものである。なお、カリキュラム方針の策定にあたっては、学修成果アンケートや成績評価の分布状況等の学修成果に関する各種データを活用するとともに、外部専門家の知見を取り入れる等、客観性の確保に配慮している。

また、旧カリキュラムにおける共通教育科目については主にカリキュラム委員会が、専門

教育科目については各学部が主体となって検討を行った。

一方、2025 年度施行のカリキュラムは完成年度に至っていないため、教育課程全体としての最終的な点検・評価は今後実施することとしている。完成年度を迎える 2028 年度を見据え、学修成果の検証・評価の進捗や結果を踏まえた段階的な点検・評価を実施する予定である。

（２）科目単位での点検・評価及び授業改善への取り組み

教育課程を構成する科目単位での点検・評価として、本学ではシラバス点検及び授業評価アンケートを組織的に実施している。

シラバスについては、学位授与方針及びカリキュラム・マップに基づいて到達目標等を設定しているほか、作成後は全学共通の作成方針及びチェックリストに基づき、教員相互による組織的な点検を行っている。

また、毎学期末に実施する授業評価アンケートでは、授業がシラバスに基づいて実施されたか、教材・資料の適切性、学修成果の達成度等を問う設問を設けており、教育内容及び教育方法の妥当性を検証している。過去数年間の結果において、シラバス準拠度や教材の適切性については概ね高い評価が得られており、一定の教育水準が維持されていることを示している。

授業評価アンケートの結果については、学習・教育支援センター委員会において全学的に確認するとともに、各教員が担当科目ごとの分析と今後の改善方策を整理した報告書を作成している。これらの内容は学生にも公表されており、教育改善の取り組みを可視化することで、教育の質向上に対する意識の共有を図っている。

さらに、教育の質向上及び教員間の相互理解・連携強化を目的として、学習・教育支援センター委員会が中心となり、2026 年度から「教員相互の授業参観制度」を導入することとしている。本制度では、各教員が希望する授業を参観し、授業担当者に対するフィードバック、今後参観者が自身の授業に取り入れたい点等を同委員会に報告する仕組みとしている。

（３）点検・評価結果を踏まえた改善・向上への反映

教育課程及び教育方法に関する点検・評価の結果は、単なる現状把握にとどめることなく、改善・向上に結び付けることを重視している。

各学部・委員会で整理された課題や改善案については、自己点検・内部質保証委員会に報告され、全学的な観点から内容の確認や事例共有が行われている。

学士課程においては、学修成果アンケートの結果から、外国語運用能力や情報活用能力に関する課題が確認されており、これを踏まえて共通教養科目の構成や科目内容の見直しについて検討を進めている。こうした課題把握から改善検討への流れは、内部質保証のプロセスとして定着しつつある。

今後は、2025 年度施行カリキュラムの完成年度を見据え、学修成果の検証結果をより体系的に整理し、教育課程全体の改善に反映させていくこととしている。

（４）外部評価及び学生意見を活用した客観性の確保

教育課程等の点検・評価の客観性を高めるため、本学では外部評価委員会を設置し、外部

の視点を取り入れた評価を実施している。

2024 年度には、「3 つのポリシー」を踏まえた次期カリキュラム（25 カリキュラム）の適切性をテーマに外部評価を実施し、カリキュラム・マップと学位授与方針との関係性について提言を受けた。これを受けて、2025 年度には各学部のカリキュラム・マップの様式を見直し、授業科目と学位授与方針との対応関係がより明確に示されるよう改善を行っている。さらに、2025 年度には、「3 つのポリシー」に基づく本学の取り組みの適切性及び達成度をテーマとして外部評価を実施し、学士課程、大学院課程、専門職学位課程を横断的に検証している。

また、学生の意見についても、授業評価アンケートや学修成果アンケートを通じて継続的に把握しており、これらの結果を教育課程及び教育方法の改善に活用している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学では、学位授与方針を中核とした教育・学習の体系を全学的に整備し、実質的に運用している。建学の精神に基づく全学的な方針のもと、3 つのポリシーが策定・見直されており、学位授与方針に定めた学修成果を基点として、教育課程の編成、授業科目の配置、授業方法の工夫、成績評価及び学位授与までが一貫した構造として整理されている。

また、教育課程については、共通教養科目と専門教育科目の区分、配当年次や履修要件、カリキュラム・マップ等を通じて、学修の順次性・体系性が明確に示されている。これにより、学生は自身の学修の位置づけを理解しながら、段階的に学修成果を形成できる環境が整えられている。

授業においては、講義・演習を基本としつつ、アクティブ・ラーニングや ICT の活用等多様な教育方法が採用され、履修指導や学修支援の仕組みも整備されている。これらは、単位の実質化や学習意欲の向上に寄与しており、学生が能動的かつ効果的に学修を進めるための基盤となっている。

さらに、成績評価、単位認定及び学位授与については、規程や手続が明確に定められ、学士課程、大学院課程、専門職学位課程のいずれにおいても、公正性・透明性を確保した運用が行われている。学修成果の把握・評価についても、直接評価及び間接評価の双方を組み合わせた総合的な指標を設定し、全学的・多面的に実施している点は、本学の教育の質保証を支える重要な強みである。

一方で、今後の教育・学習の質向上に向けて、改善を要する課題も認められる。

第一に、学修成果の把握・評価結果と教育改善との関係性を、より深める必要がある点が挙げられる。学修成果に関するデータは蓄積されているものの、それらがどのような改善に結び付いたのかを、全学的に整理・共有する仕組みは、今後さらに充実させる余地がある。

第二に、学修成果の分析を支えるデータ基盤や分析体制の整備についても、継続的な改善が必要である。

以上のとおり、本学の教育・学習は、学位授与方針に基づく体系的な教育課程編成と、それを支える授業実践、学修支援、評価及び内部質保証の仕組みによって、概ね適切に運営されている。一方で、学修成果の活用方法や情報共有のあり方については、さらなる工夫の余地がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

第一に、学修成果の把握・評価結果を教育改善につなげる仕組みの一層の明確化を図る。本学では、学修成果アンケートや外部アセスメントテスト等により学修成果の把握を行ってきたが、今後は、これらの結果がどのような教育改善に結び付いたのかを整理・可視化し、全学的に共有する取組みを強化する。これにより、学位授与方針に基づく教育改善の実効性を高めるとともに、内部質保証のプロセスをより明瞭なものとする。

第二に、学修成果分析を支えるデータ活用体制の強化を進める。教務データや学修成果に関する情報を、より効率的かつ効果的に活用できるよう、分析手法や体制の整備について検討を進める。これにより、学修成果の把握・評価の精度を高め、教育改善への迅速な反映を可能とする。

以上のとおり、本学では、学位授与方針を起点とした体系的な教育課程編成のもと、適切な授業方法及び学修支援、厳格な成績評価及び学位授与、多面的な学修成果の把握・評価を実施してきた。また、自己点検・内部質保証の枠組みを通じて、教育課程及び教育方法の改善・向上に継続的に取り組んでいる。

一方で、学修成果の活用や全学的な情報共有のあり方等については、今後さらに工夫・改善を行う余地がある。

第4章 学生の受け入れ(本文)

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

(1) 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の体系的な設定と明確化

本学では、学士課程、修士課程、博士後期課程及び専門職学位課程の各課程において、建学の精神、「学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を策定するための全学的な基本方針」を踏まえ、「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」を策定している。

各課程の入学者受入方針は、自己点検・評価活動の一環として定期的に点検・見直しを行い、必要に応じて内容を改訂し、学内外に周知・公表している。

第3期認証評価において、一部の学部・研究科で、入学者受入方針について、「学生に求める入学前の学習歴、学力水準、能力を示しているとはいえないため改善が望まれる」との指摘を受けたことを踏まえ、第4章「教育・学習」評価項目①と関連して、自己点検・内部質保証委員会において、3つのポリシーの様式を全学的に見直した。

その結果、入学者受入方針においては、求める学生像に加え、入学前までに修得しておくことが望ましい能力（知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性）を具体的に明示する様式に統一し、2024年度入学生から適用している。

学士課程では、新カリキュラムの運用開始にあたり、全学的な基本方針に基づき、自己点検・内部質保証委員会及び関係委員会において入学者受入方針の点検・見直しを行うなど、定期的な更新を行っている。

修士課程・博士後期課程及び専門職学位課程においても、同様に全学的な基本方針を踏まえ、自己点検・内部質保証委員会及び各研究科組織において点検・見直しを実施し、現在の方針を整備している。

(2) 学生募集及び入学者選抜制度の整備と公平・公正な運営体制

本学では、入学者受入方針に基づき、多様な能力・資質を有する学生を受け入れるため、複数の入試種別を設けている。学士課程（外国人留学生入試を除く）においては、一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜等を実施しており、特に一般選抜が入試全体の中心となっている。大学全体の募集定員1,995名のうち、62.1%を一般選抜が占めている。

一般選抜では、基礎学力をバランスよく備えた入学者を選抜することを目的として、一般入試及び大学入学共通テスト利用入試において複数科目型や最高得点重視方式等の多様な

方式を実施するとともに、スタンダード方式の成績上位者 300 名へはスカラシップの適用することで、優秀な学生の確保に努めている。

また、学校推薦型選抜では、調査書（全体の学習成績の状況）に一定の基準を設けた上で、資格点、面接、学科試験（英語又は国語）を組み合わせる総合的に評価している。総合型選抜では、出願書類、小論文、面接等により、多面的・総合的な評価を行っている。

これらの多様な入試方式を通じて、入学者受入方針に沿った学生の受け入れを行っている。

入試種別		
一般選抜	一般入試	スタンダード方式、共通テスト併用方式、最高得点重視方式、2 科目方式、外国人留学生一般入試、外国人留学生渡日前入試
	共通テスト利用入試	前期 2 科目方式、前期 3 科目方式、前期 4 科目方式、前期 5 科目方式、後期 3 科目方式
学校推薦型選抜	公募制推薦入試	一般推薦方式（専願制・併願制）、情報・簿記会計推薦方式、外国人留学生推薦入試
総合型選抜		現代中国学部グローバル人材特別入試、国際コミュニケーション学部英語学科特別入試、地域政策学部プレゼンテーション入試、スポーツ特別入試、海外帰国生選抜入試、社会人入試、編入学試験

本学では、入学者受入方針に基づき、学生募集及び入学者選抜を公平・公正に実施するための制度及び運営体制を整備している。

学士課程（外国人留学生入試を除く学校推薦型選抜・総合型選抜・一般選抜）では、入学試験戦略委員会及び入学試験委員会を設置し、学生募集全般に関する企画・戦略の策定と、入学者選抜の具体的な実施を分担している。学生募集や入学者選抜に関する重要事項については、これらの委員会に加え、常務理事会、大学運営会議等で審議・決定することで、組織的かつ透明性の高い意思決定を行っている。入学試験問題については、入学試験問題の作成、校閲及び管理のために入試問題委員会を設置し、毎年度学習指導要領に沿って計画的な作問を行っている。複数回にわたる複数人数による入念な事前内部チェックと、入試実施直後に実施する事後外部チェックの二重のチェック体制を構築することで、出題ミス等の防止に努めている。合否判定については、厳正な採点結果に基づき、合格者判定委員会において公平かつ客観的に行っている。

外国人留学生入試では、①外国人留学生一般入学試験、②外国人留学生推薦入学試験、③外国人留学生渡日前入学試験の 3 方式を設けており、いずれも入学試験日程や選考方法等を国際交流委員会、常務理事会、大学運営会議にて審議・決定の上、学生募集要項を作成している。

修士課程・博士後期課程では、各研究科委員会及び大学院委員会において学生募集及び選抜方法を審議し、研究科長を実施責任者とする体制の下で入学試験を実施している。出願書類審査、筆記試験及び口述試験の結果を総合的に評価し、研究科委員会において合否を判定

している。

専門職学位課程では、法務研究科教授会及び法務研究科入試委員会が中心となり、毎年度募集要項及び選抜方法を確認するとともに、全構成員が不測の事態にも対応できる体制を整備し、適切かつ公正な入学者選抜を実施している。

(3) 多様な志願者への配慮と分かりやすい情報提供

本学では、すべての志願者が安心して出願できるよう、分かりやすい情報提供と多様な志願者への配慮を行っている。

入学者受入方針、募集要項、試験日程、選考方法、合否判定基準の情報については、本学の受験生向けサイト、大学案内、各種募集要項等を通じて広く公表している。

障がいのある志願者については、募集要項において事前相談の案内を明示し、個別の状況を把握した上で、別室受験や試験時間延長等、必要な配慮を行っている。

外国人留学生については、日本語能力に関する基準を明示するとともに、複数の入試方式を設け、国内外からの出願に配慮した制度設計を行っている。あわせて、募集要項やホームページを通じて、日本語能力要件、選考方法、学納金及び奨学金制度等の情報を分かりやすく提供している。

さらに、オープンキャンパス、高等学校教員向け説明会、進学相談会等を通じて、受験生や保証人（保護者）に直接説明する機会を設け、情報の丁寧な周知に努めている。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

(1) 学士課程における定員設定と在籍学生数の管理

本学の学士課程においては、学部・学科構成及び教育研究体制を踏まえ、大学全体の入学定員を 1,995 名として設定し、過去 15 年間にわたり維持している。近年では、2027 年度開設予定の社会情報学部社会情報学科に対応し、大学全体の入学定員を維持したまま、既存学部・学科間で定員振替を実施する等、教育資源の適正配置に基づく定員調整を行っている。

各年度の学生受け入れに際しては、収容定員に対する在籍学生数の状況を考慮した上で、大学協議会において入学予定者数を決定している。これに基づき、入学試験戦略委員会が合格者判定原案を作成し、合格者判定委員会で最終決定を行っている。このように、複数の組織による段階的な確認を通じて、適正な定員管理を図っている。

直近 5 年間における学士課程全体の入学者数及び在籍学生数は、入学定員及び収容定員に対してやや高い水準で推移しているものの、各学部・学科の在籍状況や志願動向等を精査しながら、大学全体として計画的な定員設定及び在籍学生数の管理を行っている。

第 2 章「内部質保証」評価項目①で示したとおり、文学部日本語日本文学科においては、2024 年度の履行状況等調査結果において「入学者選抜の適切な実施等を通じ、収容定員超過の改善に努めること。」との改善の指摘を受けたことから、当該摘内容を十分に考慮しつ

つ、学内関係会議において入学予定者数を審議・策定し、入学試験の合格者判定等に反映することで、収容定員の適正管理と改善に努めた。

以上の取組みにより、入学定員及び収容定員は全体として概ね適正に管理されていると判断している。

（２）修士課程・博士後期課程における定員管理と改善への取組み

修士課程及び博士後期課程については、収容定員に対する在籍学生数が継続的に低い水準にあることを、大学として重要な課題として認識している。

修士課程では、一部の研究科・専攻において入学者数及び在籍学生数が定員を大きく下回る状況が続いており、博士後期課程においても、特定の研究科・専攻に在籍学生が偏在している。これらの状況については、第２章「内部質保証」評価項目①で示したとおり、第３期認証評価においても指摘を受けている。

この課題に対応するため、本学では、2024 年度以降、研究科・専攻ごとの実態を踏まえて入学定員の見直しを実施している。具体的には、修士課程において複数研究科の入学定員を減員し、博士後期課程においては専攻の統合と定員削減を行うなど、実態に即した定員設定への移行を進めている。

あわせて、早期履修制度の導入・拡充や、社会人特別入学試験の実施等により、大学院進学者の裾野拡大に向けた取組みも進めている。これらの施策については、今後の入学者数及び在籍学生数の推移を注視しながら、引き続き改善を図ることとしている。

（３）専門職学位課程における定員管理の状況

専門職学位課程においては、設置当初の状況を踏まえ、段階的に入学定員の見直しを行い、2015 年度以降は入学定員を 20 名として運用している。

直近 5 年間の入学者数は、入学定員充足率が平均 7 割前後で推移しており、改善傾向が見られる。特に近年は、入学者数が増加し、収容定員充足に近づいていることから、これまでの定員設定及び学生募集施策が一定の効果を上げていると評価している。

今後も、収容定員に対する在籍状況を適切に把握しながら、学生募集及び入学者選抜の改善を通じて、より安定的な定員管理を行うこととしている。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

（１）全学的な自己点検・評価体制による学生受け入れ事項の点検

本学では、学生の受け入れに関わる取組みについて、第２章「内部質保証」で述べた全学的な自己点検・評価の枠組みの中で、定期的に点検・評価を行っている。

具体的には、「事業計画・事業報告」及び「学部・研究科の自己点検・評価」において、

学生募集及び入学者選抜に関する事項を点検・評価するとともに、事務組織の視点からは「課室別目標管理」においても検証を行っている。

これらの点検・評価結果は、自己点検・内部質保証委員会や学内関係機関において共有され、学生の受け入れに関する現状や成果、課題を全学的に把握する体制が整備されている。

（２）学士課程における検証と制度改善への反映

学士課程（外国人留学生入試を除く学校推薦型選抜・総合型選抜・一般選抜）における学生募集及び入学者選抜については、毎年度、入学試験終了後に「入試総括」及び「入学試験集計資料」を作成し、志願者動向、試験結果、課題等を分析している。これらの分析結果は、入学試験戦略委員会、常務理事会、大学運営会議等で審議・共有され、教授会、合同課長会議等を通じて周知されている。

また、文部科学省からの通知や学習指導要領の改訂等、外部環境の変化を踏まえた課題についても、毎年度「入試における課題事項と対応」として議論を重ねた上で次年度の学生募集及び入学者選抜計画へ反映している。

このように、定期的な点検・評価を通じて、入学者受入方針に沿った制度運用及び改善を継続的に行っている。

外国人留学生入試についても、毎年度入試終了後に入試総括を行い、志願者の動向、日本語能力、入学後の学修状況等を踏まえ、国際交流委員会を中心として制度や運用面の見直しを検討している。

（３）修士課程・博士後期課程及び専門職学位課程における点検・改善の取組み

修士課程及び博士後期課程においては、大学院委員会及び各研究科委員会が中心となり、次年度の学生募集及び入学者選抜の計画について定期的に点検・評価を行っている。入学者数や在籍状況、志願者動向等を踏まえながら、選抜方法や募集方策の改善に向けた検討を継続している。

専門職学位課程（法務研究科）では、法務研究科教授会及び法務研究科入試委員会において、毎年度、入学試験の総括を行い、志願者数の動向や選抜結果を検証している。

その結果を踏まえて、社会人向け特別入試の導入や試験場の拡充、出願手続の見直し等、具体的な改善策を実施しており、近年は志願者数の増加など一定の成果が確認されている。

（４）点検・評価結果を踏まえた改善・向上への活用

以上の点検・評価活動を通じて把握された成果や課題については、次年度以降の学生募集及び入学者選抜の制度設計、運用改善に活用している。

学士課程、大学院課程、専門職学位課程それぞれの特性を踏まえつつ、点検・評価結果を組織的に共有し、実効性のある改善につなげる仕組みが定着している。

今後も、学生の受け入れに関する点検・評価を継続的に行い、入学者受入方針に沿った学生募集及び入学者選抜の質的向上を図る。

２．分析を踏まえた長所と問題点

本学の学生の受け入れにおいては、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が課程

ごとに明確に設定され、定期的に点検・見直しが行われている。第3期認証評価の指摘を踏まえ、求める学生像や入学前に修得しておくべき能力の具体化を進めた。

また、入学者選抜については、学士課程、大学院課程、専門職学位課程のいずれにおいても、関係委員会や会議体を通じた多段階の確認体制が構築されており、公平・公正で透明性の高い運営が行われている。さらに、募集要項やホームページ、説明会等を通じて必要な情報を周知し、多様な志願者が出願しやすい環境が整備している。

一方で、以下の課題が認められる。

第一に、定員管理のあり方について、学士課程及び大学院課程の状況を踏まえたさらなる検証が必要である。学士課程では定員超過の傾向が見られる一方、修士課程・博士後期課程では定員未充足の状況が継続しており、課程ごとの特性を踏まえた対応が必要である。

第二に、外国人留学生の受け入れに関して、選抜の適切性や入学後の適応を見据えた制度運用の改善が課題である。近年の志願者構成の変化を踏まえ、語学力のみならず、学修意欲や大学生活への適応力をより適切に評価できる選抜方法の検討が必要である。

第三に、本学の入試種別が各学部・研究科の入学者受入方針との関連を、より具体的に明示する必要がある。

以上のとおり、本学の学生の受け入れは、入学者受入方針の明確化、公平・公正な入学者選抜の実施、情報提供の充実の面で概ね適切に運用されている。一方で、定員管理や修士課程・博士後期課程の学生確保、外国人留学生の受け入れの面では、今後も継続的な改善が必要である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

第一に、定員管理の適正化に向けた取組みを一層推進する。学士課程においては、定員超過傾向を踏まえ、教育環境とのバランスを考慮した管理を進めるとともに、修士課程及び博士後期課程については、定員設定や募集方策、進路支援を含めた中長期的な視点からの改善を検討していく。

第二に、外国人留学生を含む多様な志願者への対応力の強化を図る。志願者構成の変化を踏まえ、学修意欲や入学後の適応をより重視した選抜方法の見直しと、入学後の学修支援との接続を意識した学生受け入れのあり方について検討を進める。

以上のとおり、本学では入学者受入方針に基づき、公平・公正な学生募集及び入学者選抜を行う体制を整備し、概ね適切に運用している。学士課程、大学院課程、専門職学位課程のそれぞれにおいて、選抜制度や点検・評価の仕組みを構築し、志願者に対する情報提供や配慮にも取り組んでいる。

一方で、定員管理のあり方、大学院における学生確保、外国人留学生の受け入れについては、引き続き対応すべき課題である。これらを踏まえ、今後も継続的な検討と改善を進めていく。

第5章 教員・教員組織(本文)

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

(1) 大学として求める教員像及び教員組織編制方針に基づく教員組織の整備

本学では、教育研究上の目的を実現するため、「大学として求める教員像及び教員組織の編制方針に関する方針」(以下「教員・教員組織方針」という)を策定し、これに基づき教員組織を整備している。同方針は2011年度に策定され、その後も自己点検・内部質保証委員会等において定期的に確認・見直しを行っている。

教員・教員組織方針では、本学として求める教員像を、教育研究上の目的及び3つのポリシーへの十分な理解を有し、優れた教育力・研究力と豊かな人間性を備えた人材と明示している。この教員像に基づき、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」において、教授・准教授・助教それぞれの採用及び昇格基準を定め、教育上の能力及び専門性を重視した人事を行っている。

また、各学部・学科及び研究科における教員採用に際しては、「教員配置要望書」により、募集する専門分野や担当科目に応じた教育研究上の能力や業績を明確にした上で選考を行い、教育課程の実施及び学修成果の達成に適した教員組織の形成を図っている。

さらに、2022年度の大学設置基準改正に伴う基幹教員制度の導入を踏まえ、本学においても制度への対応に向けた教員組織の見直しを進めた。

具体的には、まず特別任用教員について、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの区分を廃止し、そのうちのⅡをもとに職務内容等を含めて「特別任用教員」として再整理するとともに、「任期を定めて任用する特別任用教員」を「任期付特別任用教員」として位置づけを明確化した。また、嘱託助教についても、「嘱託助教Ⅰ」を廃止し、「嘱託助教Ⅱ」をもとに職務内容等を含めて「嘱託助教」に整理した。

また、これらの見直しを踏まえ、学部卒教員数及び各学部の教員人事計画についても再検討し、基幹教員制度に対応した教員配置の適正化を図っている。

一方で、制度的対応は進めているものの、「教員・教員組織方針」自体は基幹教員制度に

対応したものに修正していないことから、今後見直しを進めることとしている。

（２）法令遵守及び教育研究上の目的に即した教員配置

本学の専任教員数は、2025 年 5 月 1 日現在 234 名（実人数）であり、学士課程、大学院課程及び専門職学位課程のいずれにおいても、大学設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要専任教員数を満たしている。各課程における必要専任教員数の充足状況については全学的に把握・管理している。

例えば、2026 年 3 月の常務理事会・大学運営会議においては、各学部が見直した「2026～2034 年度の教員人事計画」を共有し、大学設置基準上必要となる専任教員数の充足状況等を確認するとともに、今後も引き続き状況を把握し、適切な教員数管理を行うことを確認している。

また、学士課程においては、必要な専任教員数の半数以上を教授が占めており、教育課程の安定的運営が確保されている。専任教員の配置にあたっては、欠員補充を行う場合であっても、前任者と同一科目での機械的な補充を行うのではなく、教育課程全体の構成や将来構想を踏まえ、最も必要性の高い分野・科目を優先して募集・配置する運用を行っている。各学部では、学部内会議及び教授会で研究分野・科目構成の妥当性を検討した上で人事を進めており、必要に応じて「適格者なし」と判断するなど、質を重視した教員配置を行っている。

大学院課程においても、修士課程・博士後期課程ともに、各研究科の教育研究上の目的を達成するための専任教員配置がなされている。専門職学位課程である法務研究科では、研究者教員と実務家教員を適切に配置し、理論と実務の架橋を意識した教員組織を編制している。

（３）授業担当・教養教育体制及び教員の役割分担の適切性

本学では、教員の授業担当について、教授・准教授は週 5 コマ、助教は週 4 コマを原則とし、大学院担当を含めた上限管理を行うことで、教育及び研究の双方に十分な時間を確保できるよう配慮している。担当授業時間や授業負担の状況は全学的に把握・管理されており、過度な負担が生じないよう運用している。

教養教育（共通教養科目）については、各学部所属教員が分担して担当する体制をとりつつ、名古屋校舎及び豊橋校舎ごとに教学委員会を設置し、分野別担当者会議・分科会を通じて組織的に運営している。すべての専任教員が少なくとも 1 つの分野分科会に所属する仕組みとすることで、専門教育と教養教育の連携を確保し、教育課程全体としての質向上を図っている。

一方で、授業担当コマ数に関する基準は運用によるものであり、規程としては未整備である点が課題となっている。

また、授業における指導補助者（SA・TA）については、関係規程及び運用内規において業務範囲や責任関係を明確に定め、授業担当教員の責任の下で適切に活用している。成績評価や授業の代行を行わせないなど、役割分担と責任所在を明確にした運用を徹底している。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

(1) 明確な基準・手続に基づく教員の募集・採用体制

本学では、教員の募集・採用・昇格について、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」をはじめとする関連規程及び取扱要領に基づき、明確な基準と手続を整備し、公正性・透明性に配慮した人事を行っている。

専任教員の採用枠は、①学部枠、②専門職大学院枠、③大学枠の3区分に整理されており、それぞれの枠ごとに教育研究上の目的に応じた採用手続を定めている。

①学部枠は、各学部及び併設する短期大学部の「教育研究上の目的」を実現するために必要な教育職員の採用枠、②専門職大学院枠は、専門職大学院の「教育研究上の目的」を実現するために必要な教育職員の採用枠、③大学枠は、大学の「教育研究上の目的」を実現するために必要な教育職員の採用枠である。大学枠には、教職課程枠、司書課程枠、日本語教育枠、嘱託助教Ⅰ（主に共通教育科目の外国語分野を担当）枠、文部科学省補助金事業推進枠、会計人養成枠等、特定の教育分野に対応した枠が設定されており、所属先学部は大学運営会議において決定している。

また、大学院の各研究科専任教員は原則としていずれかの学部にも所属しており、各研究科が独自に採用するのではなく、各研究科委員会が学部専任教員に対して大学院担当教員としての資格審査を行う仕組みとしている。

学部枠及び専門職大学院枠の採用にあたっては、学部長又は研究科長が「教員配置要望書」を作成し、常務理事会、大学運営会議、大学協議会での審議を経て、学長の承認を得た上で採用手続を開始する仕組みとしている。採用枠が承認された後は、教授会又は大学協議会の下に採用選考委員会を設置し、書類審査、面接審査、必要に応じて模擬授業等を実施した上で候補者を選考している。選考結果は、複数の会議体で審議・確認され、最終的に学長が採用を決定しており、個人や単一組織に判断が集中しない仕組みを構築している。

大学枠教員についても、大学運営会議及び大学協議会を中心とした手続により、募集から採用決定までを段階的に実施しており、いずれの場合も募集要項、選考報告書、候補者の履歴書及び教育研究業績書を会議体で共有することで、公平性・透明性を確保している。

(2) 昇格制度の適切な運用と公平性の確保

教員の昇格（本学では「昇格」）については、「愛知大学教育職員の採用及び昇格に関する規程」及び「昇格人事手続き取扱要領」に基づき、適切に実施している。

昇格審査は、学部枠教員については各教授会、大学枠教員については大学協議会が中心となっており、昇格審査委員会を設置した上で、教育活動、研究活動、大学運営協力及び社会貢献活動等を総合的に評価している。

昇格審査の際には、対象教員が提出する「教育活動・研究活動・大学運営協力・社会貢献活動に関する自己評価報告書」を含む各種資料を、必ず複数の会議体で審議しており、審査過程の透明性と客観性を担保している。昇格の最終決定は学長が行う仕組みとなっている。

大学院担当教員資格審査については、「大学院担当教員資格審査内規」「資格審査に関する

諒解事項」「資格審査に関する申し合せ」に基づいて行われ、研究科委員会と大学院委員会で審議・決定している。また、前述のとおり各研究科委員会は独自に大学院担当専任教員を採用することができないため、各研究科委員会は、学部専任教員に対して大学院担当専任教員としての資格審査を行うこととしている。

また、各学部では、前述の規程及び取扱要領に加えて学部独自の採用・昇格に関する内規を定め、専門分野の特性を踏まえた審査を行うことで、より一層の公平性と妥当性を確保している。

（３）多様性及び組織バランスに配慮した人事の実施

本学では、教員・教員組織方針において、年齢構成のバランスや多様性への配慮を基本方針として掲げ、教員の募集・採用・昇格に取り組んでいる。

採用人事の検討に際しては、各学部・研究科の将来構想や教育研究体制を踏まえつつ、年齢構成の偏りが生じないように配慮している。

また、外国人教員の配置や、専門職学位課程における女性教員比率の向上を意識した募集要項の工夫など、教員組織の多様性の確保についても一定の配慮を行っている。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

（１）ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的实施

本学では、教員の教育能力の向上及び授業・教育課程の改善を目的として、組織的にファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を実施している。

学士課程においては、「愛知大学 FD 基本方針」に基づき、学習・教育支援センター及び同委員会を中心として、全学的な FD 活動を展開している。主な取組みとして、「学生による授業評価アンケート」を継続的に実施しており、2021 年度以降は Web 方式を導入することで、回収及び分析の効率化を図っている。加えて、授業改善研修制度を設け、教員が他大学等で実施される FD 研修や講演会へ参加する際の支援を行い、その成果を学内で共有している。

また、大学教育問題全学講演会及び FD フォーラムを定期的に開催し、教育方法の改善や教育を取り巻く最新動向について、教職員が共通理解を深める機会を設けている。

2025 年度は、4 月に、本学教職員を講師として、大学教育問題全学講演会「社会連携と大学教育との有機的連関～愛知大学の現状と課題」を開催し、教職員 184 名が参加した。また、12 月には外部有識者を講師に招き、「大学教育における生成 AI の可能性」をテーマとした FD フォーラムをオンラインで開催し、教職員 154 名が参加した。学部単位においても、

FD 学習会や教学に関する懇話会等を開催し、授業運営や指導方法について教員相互の意見交換を行っている。さらに、授業内容の質向上及び改善を図る取組みとして、第 4 章「教育・学習」評価項目⑥に示したとおり、2026 年度からは「教員相互の授業参観制度」を導入することとしている。

修士課程・博士後期課程においては、大学院委員会の下に大学院 FD 委員会を設置し、学士課程と連携しながら FD 活動を行っている。2025 年度は FD アンケートを実施し、その結果を踏まえ、FD 活動のさらなる推進に向け検討を進めた。

専門職学位課程では、法務研究科において自己評価・FD 委員会を設け、授業評価アンケートや教員間による授業参観、FD 協議会を通じて、教育内容、教員組織の改善を図っている。

（2）教員の教育・研究・社会貢献活動の評価と活用

本学では、教員の教育活動、研究活動、社会貢献活動等を可視化し、その活性化を図るため、研究業績データベースを整備し、毎年度更新している。

研究分野、主要業績、教育活動、社会貢献活動等を体系的に公表することで、教員自身の活動の振り返りと、学内外への情報発信を促進している。

また、顕著な研究成果や学内研究制度を活用した研究プロジェクトについては、公式ホームページ等を通じて発信しており、教員の研究意欲向上及び研究活動の活性化につなげている。

教員の昇格審査においては、「教育活動・研究活動・大学運営協力・社会貢献活動に関する自己評価報告書」を提出させ、その内容を審査資料として活用することで、教育及び研究を含む多面的な業績評価を行っている。これにより、教員の継続的な資質向上を促す仕組みを整備している。

（3）指導補助者制度の運用と教員の管理責任

授業における指導補助者として、スチューデント・アシスタント (SA) 及びティーチング・アシスタント (TA) 制度を整備し、それぞれの規程及び運用内規に基づき適切に運用している。

これらの制度においては、補助業務の範囲を明確に定め、授業の代行や成績評価への関与を行わせないことを徹底するとともに、授業担当教員が管理・指導責任を負う体制としている。これにより、教育の質を担保しつつ、補助者の適切な活用を図っている。

TA 制度は、大学院生に対して教育補助を通じた研修的機会を提供する制度として位置づけている。TA に対しては、事前にハンドブックを配付し、制度の目的、役割、業務上の留意点等を十分に周知した上で業務に従事させている。TA への研修の実施については課題としており、2026 年度中の実施に向けて検討することとしている。また、専門職学位課程においては、必要に応じた指導補助者制度を整備している。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。
<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

(1) 全学的な自己点検・評価体制による教員組織の点検

本学では、教員組織に関わる事項について、第2章「内部質保証」で述べた全学的な自己点検・評価の枠組みの中で、定期的に点検・評価を行っている。具体的には、「事業計画・事業報告」及び「学部・研究科の自己点検・評価」を通じて、教員数、教員構成、教育研究体制、人事施策等に関する点検を行うとともに、事務組織の視点からは「課室別目標管理」においても検証を行っている。

これらの点検・評価結果は、自己点検・内部質保証委員会をはじめとする関係会議体において共有され、教員組織に関する現状や課題を全学的に把握する体制が整備されている。

(2) 中期計画と連動した教員組織の検証と改善

本学では、「第5次基本構想」において、教員組織に関する事項を大学の持続的発展に関わる重要課題として位置づけている。具体的には、「大学全体として教員の年齢、職位、人数、ST比、人件費等を総合的に勘案した教育職員人事計画の策定」や「18歳人口の減少・政府の政策動向等大学を取り巻く環境変化、本学の経営見通し、他大学の状況等を多角的に検討の上、学生定員、教職員数、授業負担やその配分について柔軟な見直し」を掲げている。

これを踏まえて、前述のとおり、2031年度以降の学部卒教員数の見直しを進めるとともに、各学部において2026～2034年度の教員人事計画の再検討を行った。また、大学設置基準上必要となる教員数の充足状況を確認するため、各学部の教員人事計画に基づき、2027年度の社会情報学部設置後の教員数の推移を検証し、課題が見込まれる年度の把握と未充足を防ぐための対応策の検討等を行っている。

これらの取り組みについては、事業計画・事業報告を通じて進捗を確認し、教育環境や社会状況の変化を踏まえながら、必要に応じて適宜見直しを行っている。

また、次期中期計画においては、「新領域新学部の設置を中核に据え、将来構想に基づく教学組織の再編の実行」を掲げ、引き続き取り組みを進めていくこととしている。

このように、教員組織の点検・評価は、中期計画と連動して継続的に実施している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学では、大学として求める教員像及び教員組織編制方針を明確に示し、それに基づいた計画的な教員配置を行っている。専任教員数は大学設置基準等を満たしており、学士課程、修士・博士後期課程、専門職学位課程のいずれにおいても、安定的な教育研究活動を支える体制を整備している。

また、教員の募集・採用・昇格に関する制度と手続が体系的に整備され、複数の会議体を経た意思決定プロセスにより、公平性・透明性が確保されている。これにより、恣意性を排した人事運用が実現されている。

さらに、FD基本方針に基づく全学的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動が継続的に実施されており、授業評価アンケート、全学講演会、FDフォーラム等を通じて、教員の教育改善に対する意識醸成が図られている。前述のとおり、2026年度からは「教員

相互の授業参観制度」を導入する予定である。一方で、TA に対する研修の実施は課題である。

以上のとおり、本学の教員・教員組織は、明確な方針と制度の下、概ね適切に整備・運用されているが、TA に対する研修の実施が今後の課題となっている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、「教員・教員組織方針」に基づき、教員組織の整備、募集・採用・昇格制度の運用、FD 活動の実施及び点検・評価を組織的に行ってきた。これにより、教員組織は法令を遵守しつつ概ね適切に編制され、教育研究活動を支える基盤として機能している。

一方で、TA に対する研修の実施が課題であり、2026 年度中の実施に向けて検討していく。

【自己点検・評価報告書に関する問い合わせ先】

愛知大学 企画部 企画課

〒461-8641

愛知県名古屋市東区筒井二丁目 10-31

電 話 : 052-937-8163

E - mail : kikaku@ml.aichi-u.ac.jp